

## 別稿 鳥羽遺跡の神殿建築について

宮 本 長二郎

本項では鳥羽遺跡の2重の濠と1重の柵囲いをともなう建築遺構について、建築学上の立場からその機能的性格、建築構造の復元的考察を加える。遺構の詳細は前章に記してあるので重複するが、はじめに遺構の概要について必要最小限に記し、次いで類例を求めて当遺構の性格を明らかにしたい。

建築遺構の平面形式は方二間（一辺約4.4m）の身舎の四周に方三間の柱列が巡る、ほぼ正方形の掘立柱建物である。内側と外側で柱筋は揃わないが、柱間寸法をほぼ等しくとり、内外の柱列の間隔は狭い（1.2～1.3m）。また、平面形は正方形ではなく、やや歪みをもち、柱径（12～20cm）は細く、柱間寸法も一定でないなど、やや粗雑な造りをもつ。

建替えは同じ柱位置で1回あり、建物周囲の施設も1～2回の変更を受けている。第1期は、建物に接近して内濠と外濠の2重の濠をめぐらせ、2期には、内濠を埋め立てて、内濠よりやや広めの柵囲い（一辺約14m）に改める。3期は外濠（一辺30m）の外側にさらに濠（一辺約48m）を加えて2重濠に復している。2期は3期に降る可能性を否定できないが、出土遺物等から、造営時期は1・2期を真間期、3期は国分期と考えられる。柵は溝状の掘形に柱を約50cm間隔に立て並べた形式をもち、東面中央部は約2mの間隔で溝状掘形が途切れている。

1期～3期を通して内濠、外濠ともに東面中央部を陸橋としており、全期間を通して東面に出入り口を設けて、東を正面とする建物であったと考えられる。

以上のように、この遺構は特異な平面形式と敷地構えを示しており、他に類例の極めて少ないものである。

正方形平面をもつ建物の類例には、奈良県明日香村水落遺跡があり、方四間（一辺11.2m）の総柱建物の四周を立派な石敷大溝で囲う形式をもつ。柱は掘立柱であるが、柱底には礎石を据え、礎石間を石で連結して頑丈な基礎地業を行っている。建物中央に木製の水槽を設け、水槽への導水管（銅製）や排水溝も設けられて、時間を測り、時を告げ、天体を観測する漏刻であることは明らかである。<sup>(1)</sup>

正方形平面の建物の四周を溝で囲う形式は、鳥羽遺跡と水落遺跡に共通する性格を窺わせる。しかし、建物の質と機能は全く異なることは柱配置や柱径を比較して明らかで、鳥羽遺跡の建築は漏刻ではないが、その構えから漏刻と同様に公共的な性格を備えた建物である可能性は指摘できる。<sup>(2)</sup>

周濠と柵によって敷地を区画する例は、鳥羽遺跡と同じ群馬県内にある群馬町三ツ寺遺跡（古墳時代後期）がある。一辺約60mの方形の敷地を大濠で囲い、濠に沿って柵木、板塀、掘立柱塀の3重の塀を設けて厳重な防備を施した豪族居館跡である。柵木は溝状掘形内に角材を隙間なく立て並べた形式をもち、鳥羽遺跡と同時代の東北地方の城柵に防禦壁として継承される。

鳥羽遺跡の丸太を一定の間隔を置いて溝状掘形内に掘立てる柵木の形式は、三ツ寺遺跡の伝統を受け継ぐが、防禦的な性格は三ツ寺遺跡と較べて薄れ、結界を示し格式を誇示する役割を備えたものといえる。<sup>(3)</sup>

一棟の建物を塀で囲う例は、滋賀県新旭町針江北遺跡（弥生時代末～古墳時代初頭）、滋賀県大津市穴太遺跡<sup>(4)</sup>（古墳時代後期）、平城宮第一次朝堂院下層遺跡<sup>(5)</sup>（古墳時代前期）がある。

針江北遺跡は外濠に囲まれた大きな集落遺跡で、周辺部に竪穴住居を配し、集落の中央に直径約30mの円形に縦板塀で囲い、中央に桁行二間以上、柱間一間の掘立柱建物を配置する。北半分が未発掘であるため縦板

塀がどのような形で全周するのか、塀の出入り口、建物の規模などは分からない。掘立柱建物の隅柱に板状材を用い、他を丸柱とする特異な形式をもつことから、この縦板塀で囲まれた一郭は、集落の中心にあって、祭祀を営む場であった可能性は高い。

平城宮下層遺跡には個々の竪穴住居の周辺を囲う溝状遺構がある。この溝は細く深い形状からみて針江北遺跡と同様の縦板塀の痕跡と考えられ、三棟の住居をそれぞれに囲う溝状遺構はいずれも東側を開いている。

平城宮下層遺跡は縦板塀囲いの竪穴住居・掘立柱建物・高床倉・棟持柱付き建物が集落の中心部分を構成し、周辺に板囲いのない竪穴住居を配置している。このような配置形態から、板塀囲いの竪穴住居は他の竪穴住居より格式の高い建物であると推定され、この集落の首長の主屋としての性格が窺える。

穴太遺跡の屋敷構えは、一辺約10mの方形平面をもつ平地式の大規模住居を中心にして二重の柵囲いをもつ。柵木はいずれも杭で1m前後の間隔をあけ、内側の柵は大規模住居に接している。外側の柵は不整形に広い敷地を囲い、柵の内側に沿って一定の間隔に植木がある。従前からこの地域は渡来系氏族である穴太氏の本拠地であるとされ、大規模住居の形式と二重の塀をもつ屋敷構えは朝鮮半島伝来のものと考えられ、有力氏族の居館として遜色ない構えをもつ。

以上の五つの遺跡例から建物を塀で囲う形式は、公共的なものかまたは、格式が高く、族長と同等以上の構えをもつものと言える。

(6)

奈良県天理市の高塚遺跡（6世紀前半）で発見された建築遺構は、1.4m四方の小建築であるが、四周に垣をめぐらせた切妻造り屋根の小建築であり、濠をもたないが鳥羽遺跡に最も類似した建築遺構である。

針江北遺跡や高塚遺跡は確実に神殿建築遺構であるとは言えないが、その可能性の高いものとすれば、伊勢神宮や住吉大社をはじめ、神社にみられる玉垣、瑞垣で神殿を囲う形式は遅くとも古墳時代初頭期にすでに成立していたことになり、鳥羽遺跡の二重の濠と柵で四周を囲う構えは、上記二例よりもさらに神殿としての形式化の進んだものとするができる。但し、身を清める為に、河川の清流の近くに神域を営むのが普通で、濠で神殿を囲うのは不自然であるとの指摘があり、この点では問題が残る。

鳥羽遺跡と現存神殿との類似点を求めると、住吉大社の玉垣、および出雲大社本殿の平面形式をあげることができる。

住吉大社は5棟の本殿からなり、各社殿には軒に接するほど近くに玉垣をめぐらせている。このように神殿に近接して玉垣を設ける現存例は少なく、古式を残すものと言えよう。

出雲大社本殿の平面形式は方二間の正方形平面をもち、四周に縁をめぐらせ、切妻造り、妻入の高床建築である。古代に遡る創建時の規模は巨大なものと伝えるが平面形式は変わらない。

出雲大社本殿と同様の方二間、切妻造り本殿は住吉大社の近くの鳳神社本殿がある。この本殿形式をもって、大鳥造りの名称を与え、古式神殿を伝えるものとされるが、現本殿は残念ながら明治年間に火災焼失し新しく建替えたものである。

住吉大社・出雲大社・鳳神社はいずれにしても古代的な形式を伝える神殿建築であり、鳥羽遺跡との類似点が多く認められることは、鳥羽遺跡の神殿としての具体的な建築形式を知る上で参考となるであろう。柱配置の形式によって二通りの建物が考えられる。一つは方二間の身舎に四面庇をもつ、方三間平面の仏堂的な形式であるが、仏堂に近接して塀や柵で囲う例や、身舎を方二間とする仏堂例もなく、仏堂とは考えられない。

したがって、この建物は、方二間の身舎の四方に縁をまわし、建物の四周に柵をめぐらせた切妻造り妻入りの高床神殿建築で、正面を東面させ、神殿の四周を囲う玉垣は丸柱に貫を通した柵として、東面開口部の丸

柱を鳥居とする門構えをもつ別図のような形式に復元するのが妥当と考える。

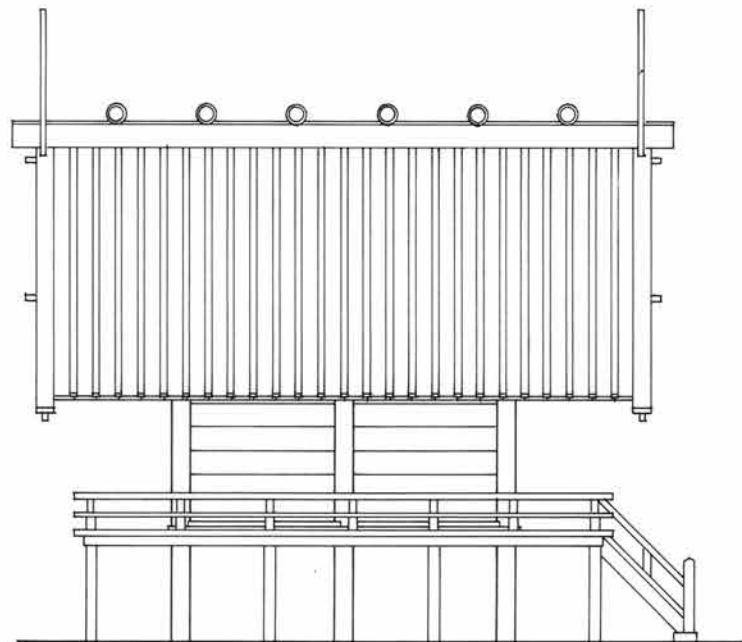
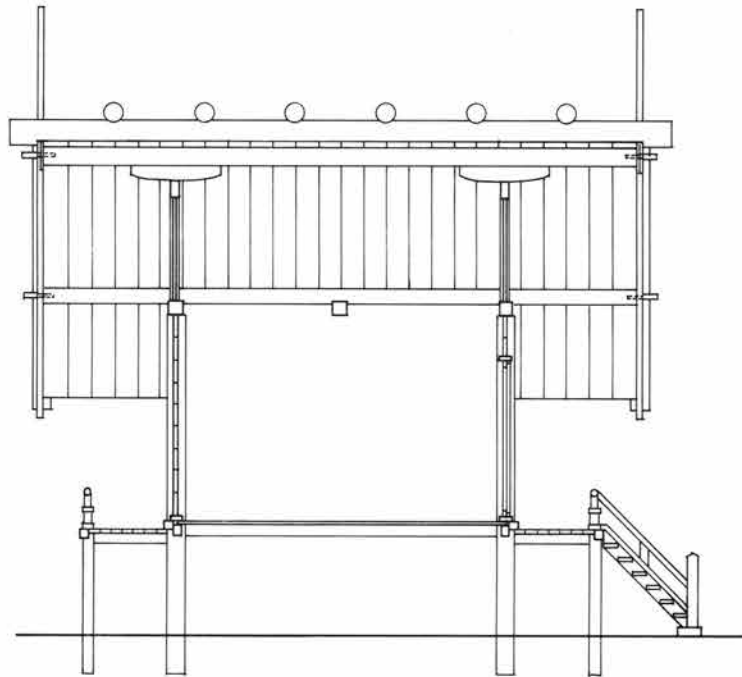
奈良時代の記録で、大中小諸社の規模を定めた宝亀二年（771）二月十三日の大政官符がある。「続々群書類従巻一」の『類聚神祇本源卷十一』の一、大中小社差別事を以下に抜すいする。

この文書は鎌倉時代末期に外宮の禰宜度会家行が選述したもので、内容については寸法等に疑わしい点があり、宝亀二年の官符を正確に伝えるものではないとされる。しかし、鳥羽遺跡は正殿一字、瑞垣一重、鳥居一基とする太政官符の小社と一致する構成を示し、時期的にも符号している。従って、細かい数値はともかくとして、宝亀二年太政官符の骨格は大きく変えられていないことが鳥羽遺跡によって、実証されたとも言えよう。

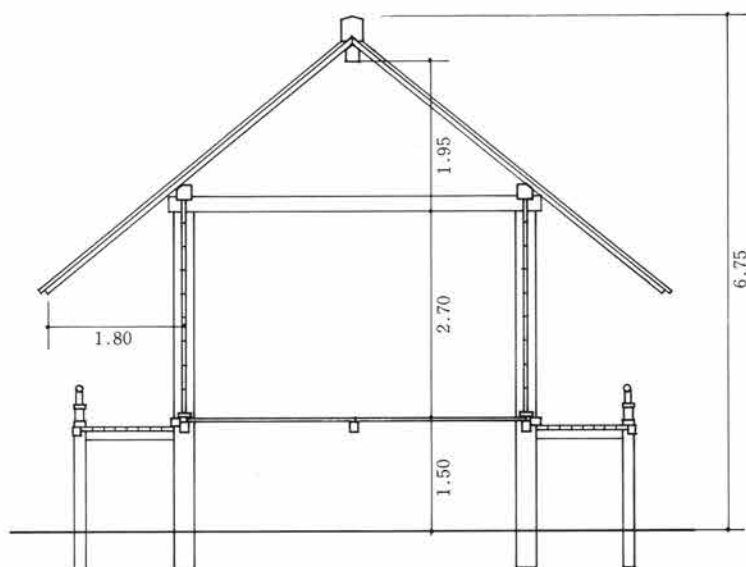
以上は、古墳時代に遡る発掘遺構と現存建築遺構、文献資料によって鳥羽遺跡が神殿であることを考証した。奈良時代以前の祭祀関係遺跡は、これまで神殿をとともなわず、特殊な形態をもつ土器や石造物等の遺物の集中出土箇所をもって祭祀遺構とされることが多かったが、ここ数年の間に上記例以外に、祭祀に関わる建築——棟持柱をもつ建物——と考えられる遺構も発見されるようになった。

鳥羽遺跡や本項で取り上げた他の遺跡のように、特異な形態をもっていて神殿であると判定するのは比較的容易であるが、ごく普通の建物を神殿としていたこともあり得るし、未報告ながら、そのような例も発見されはじめている。古代の神殿建築遺構は近年、ようやくその姿を現しはじめたのであるが、鳥羽遺跡はなかでも最も神殿らしい遺構であると言える。

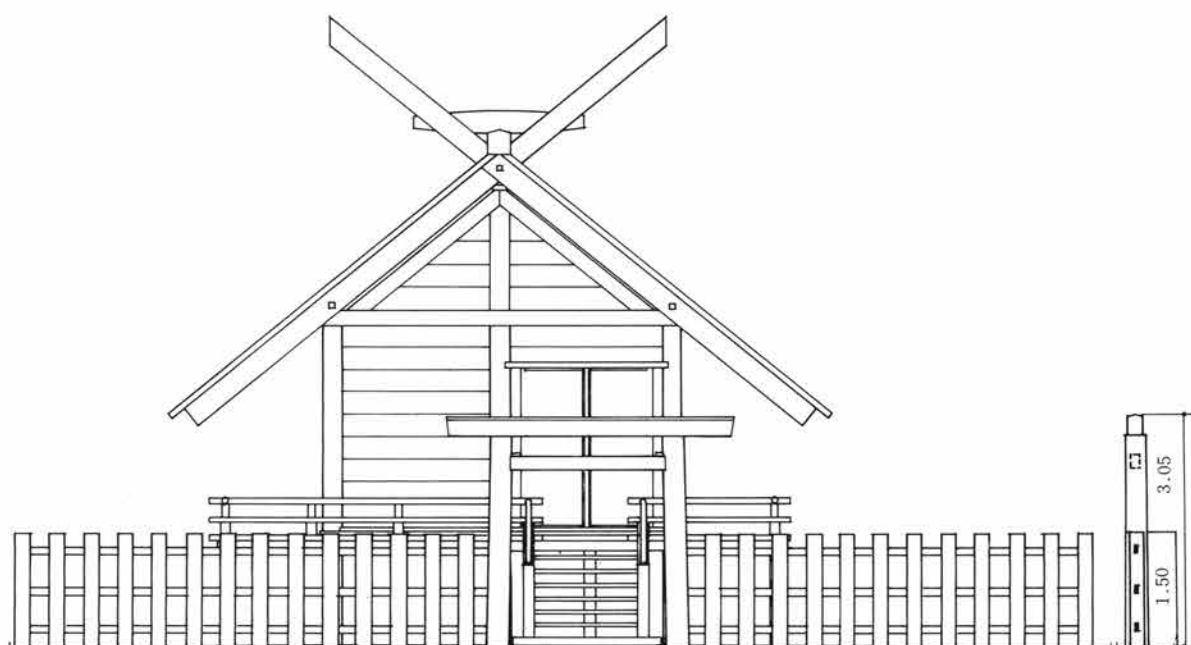
一大中少社差別事  
大政官符神祇官<sup>并</sup>五畿七道諸國司  
應<sup>三</sup>早定<sup>三</sup>置天下諸社大中小神祇雜舍瑞垣珠垣鳥居<sup>并</sup>四至内地町數  
事  
正一位正三位以上爲<sup>三</sup>大社<sup>一</sup>  
從三位從四位以上爲<sup>三</sup>中社<sup>一</sup>  
正五位從五位以上爲<sup>三</sup>少社<sup>一</sup>  
一大社四至限<sup>三</sup>九町<sup>一</sup>三間檜皮葺正殿一字<sup>板數戶一本<sup>一</sup>高<sup>一丈二尺</sup>在<sup>一</sup></sup>堅魚木八丸<sup>長五  
寸九寸木四支<sup>長一丈</sup>瑞垣一重<sup>方二丈</sup>珠垣二重<sup>方各五丈</sup>内外鳥居二基<sup>内一本  
口徑八寸外一本三間檜皮葺幣殿一字<sup>板數戶一本<sup>一</sup>高<sup>一丈一尺</sup>在<sup>一</sup></sup>五間草葺拜殿一字<sup>高八  
高一丈口徑九寸</sup>三間板葺直會屋二字<sup>高八尺</sup>萱葺板倉二字<sup>三間  
五間板葺舞殿一字<sup>高八尺</sup>五間板葺直會屋二字<sup>高八尺</sup>萱葺板倉二字<sup>三間  
草葺盛屋二字<sup>在<sup>一</sup>戸左右板葺廊二字<sup>各高七尺</sup>五間外舍一字<sup>高八尺</sup>五間馬屋  
二字</sup></sup></sup>  
一中社四至限<sup>三</sup>八町<sup>一</sup>三間檜皮葺正殿一字<sup>板數戶一本<sup>一</sup>高<sup>一丈一尺</sup>在<sup>一</sup></sup>堅魚木六丸<sup>長四  
尺七寸木四支<sup>長一丈</sup>瑞垣一重<sup>方二丈五尺</sup>玉垣一重<sup>方三丈五尺</sup>内外鳥居二基<sup>高八  
七寸三間板葺幣殿一字<sup>高七尺</sup>三間板葺拜殿一字<sup>高七尺</sup>五間同舞殿一字<sup>尺同</sup></sup>  
三間同直會屋二字<sup>高七尺</sup>五間外舍二字  
一少社四至限<sup>三</sup>四町<sup>一</sup>三間板葺正殿一字<sup>板數戶一本<sup>一</sup>高<sup>一丈一尺</sup>在<sup>一</sup></sup>堅魚木四丸<sup>長四尺千  
木四支<sup>長八尺</sup>瑞垣一重<sup>方二丈</sup>鳥居一基<sup>高六尺</sup>三間草葺拜殿一字<sup>高七尺</sup>三間  
板葺舞殿一字<sup>高七尺</sup>五間雜舍二字<sup>尺同</sup>  
右被<sup>レ</sup>左大臣宣<sup>レ</sup>備奉<sup>レ</sup>勅諸國神社正殿雜舍<sup>并</sup>四至町數所<sup>定如<sup>レ</sup></sup>  
件宜仰<sup>レ</sup>在國司以<sup>三</sup>正稅物數令<sup>レ</sup>造進<sup>三</sup>自今以後不<sup>レ</sup>可<sup>レ</sup>違失<sup>三</sup>若有<sup>一</sup>  
破損<sup>三</sup>者應<sup>レ</sup>令<sup>三</sup>社司修造<sup>一</sup>無<sup>レ</sup>其勤<sup>三</sup>者科<sup>三</sup>大祓<sup>一</sup>解<sup>三</sup>却見任<sup>三</sup>官宣<sup>一</sup>承  
知<sup>三</sup>依<sup>レ</sup>宣行<sup>レ</sup>之符到奉行<sup>一</sup>  
正四位上行大辨兼右兵衛督藤原朝臣<sup>河百</sup>  
右大史外正六位上阿倍志斐連東人  
寶龜二年二月十三日</sup></sup></sup></sup>



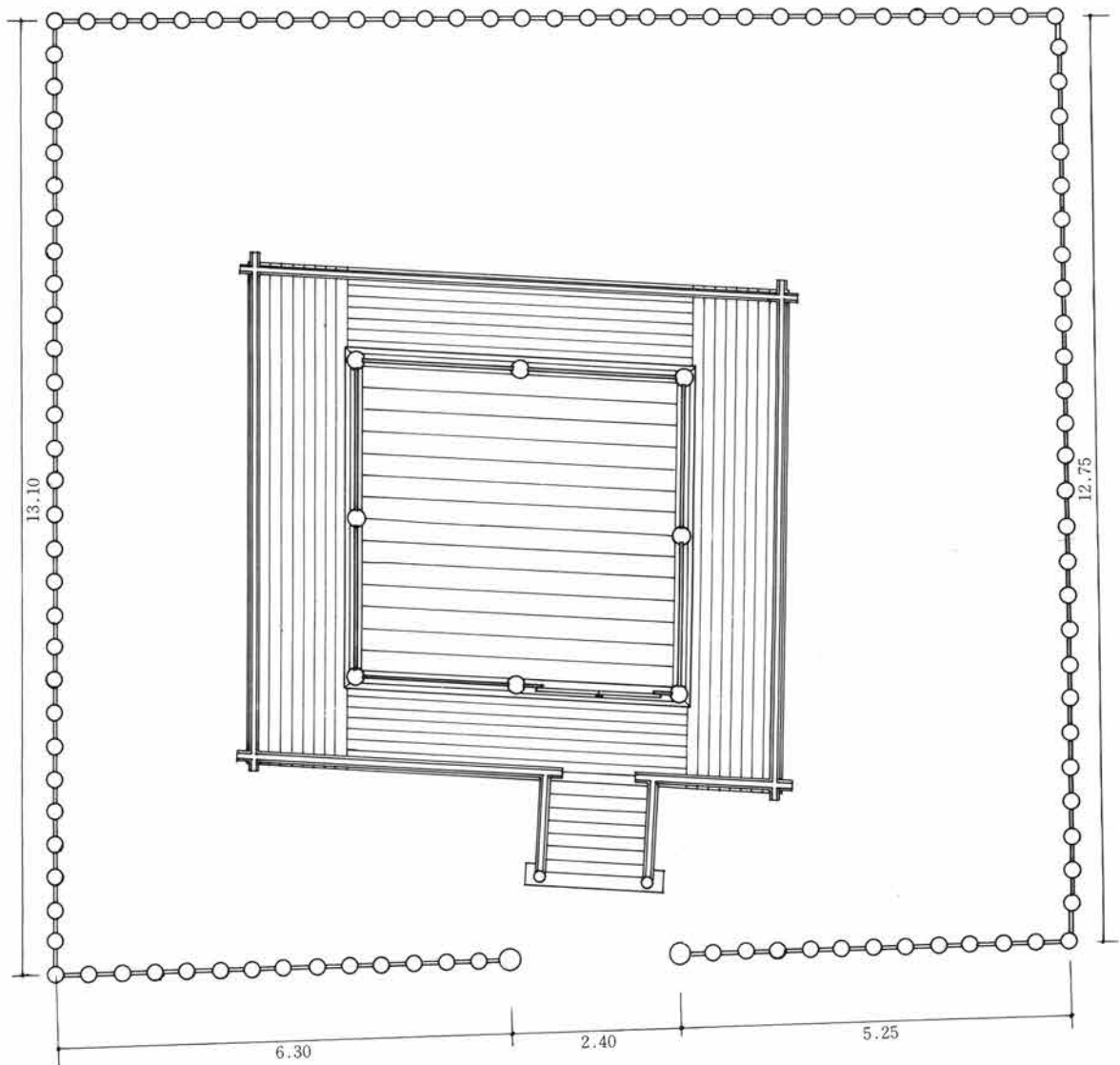
神殿桁行断面図(上)、神殿側立面図(下) 1/100



神殿梁行断面図 1/100



神殿正面図



神殿・瑞垣・鳥居平面図

註

- (1) 「飛鳥の水時計」飛鳥資料館目録第11冊 昭和58年
- (2) 「群馬県三ッ寺Ⅰ遺跡調査概要」『考古学雑誌』第67巻第4号 1982. 3
- (3) 「高島バイパス新旭町内遺跡発掘調査概要」滋賀県教育委員会 1986
- (4) 滋賀県教育委員会 林博通氏の教示による。
- (5) 平城宮跡第171次発掘調査「平城宮跡発掘調査部発掘調査概報」奈良国立文化研究所 1986
- (6) 「高塚遺跡発掘調査現地説明会資料」天理市教育委員会 1985
- (7) 三重大学岡田精司教授の教示による。